陸前高田市スポーツ推進計画

陸前高田市 令和3年3月26日

目 次

第	11	章	計画	丁策	定	のネ	与	え	方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1	9	育定の	り目	的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	言	十画の)性	格	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	3	言	十画其	非間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	4	7	スポー	ーツ	の	意	妄	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第	2 1	章	施領	きの	基	本的	勺	な	方	向	ح	施	策	体	系	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	1	方	恒策 の	基	本	的力	`£	方	向	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	2	7	スポー	ーツ	推	進位	り	施	策	体	系	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第	331	章	スオ	₹—	ツ	推達	焦	の	施	策	展	開	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	基型	本 方	短策 1	L	共	生の	り:	ま	5	づ	<	り	を	推	進	す	る	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	其7	七龙	お第 🤈)	古	民	7){	建	康	づ	/	n	な	推	淮	す	ス								•		•	•						8

第1章 計画策定の考え方

1 策定の目的

スポーツは、日常生活に潤いや活力を与えるだけでなく、私たちが抱く夢や希望 を実現するためのツールとして、欠くことができないものとなっています。

国では、昭和36年に制定したスポーツ振興法を平成23年にスポーツ基本法として全部改正し、その後、平成27年にスポーツ庁の設置、平成29年に第2期スポーツ基本計画の策定等、スポーツ施策の総合的な推進を図っています。

また、東日本大震災で被災した本市のスポーツ施設は、平成30年に体育館とプールが併設された陸前高田市総合交流センター(通称:夢アリーナたかた)として整備し、令和2年には、高田松原運動公園内に野球場やサッカー場を整備したことから、今後はこれらの施設を核として、様々なスポーツ事業を展開することとしています。

さらに、令和3年には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、市民のスポーツに対する機運が高まっています。

このような状況を好機と捉え、子どもから高齢者まで、全ての市民が生き生きと 笑顔で過ごせる「ノーマライゼーション※1という言葉のいらないまちづくり(世 界に誇れる美しい共生社会のまちづくり)」の実現を目指す本市において、多くの 市民がスポーツにより積極的に取り組むことを目指す、市が総合的かつ計画的に取 り組む具体的な施策を示した「陸前高田市スポーツ推進計画」を策定します。

2 計画の性格

この計画は、陸前高田市まちづくり総合計画に示す目標や取組等を具体化する個別計画であるとともに、スポーツ基本法第10条に基づく「地方スポーツ推進計画」です。

3 計画期間

本計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和7年度を目標年次とする5か年 計画とします。

^{※1} ノーマライゼーション…障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方

4 スポーツの意義

スポーツ基本法では、「スポーツは、世界共通の人類の文化」であり、「国民が 生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なもの」であるとと もに、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」で あるとされています。

また、スポーツは、健康増進や青少年の健全育成、地域社会の活性化など、多面的な意義を有しています。

(1) 健康増進

スポーツは、体力の向上、精神的な充足感や楽しさ、達成感など心身の健康保持・増進にも重要な役割を果たすものです。

すべての市民が、性別や年齢、障がいの有無に関わらず、それぞれが日常的に スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することが、幸福で豊かな 暮らしを育む上で大きな意義を有しています。

(2) 青少年の健全育成

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重し、 これと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力 や判断力を育むなど人格の形成に大きな影響を及ぼします。

また、スポーツを通じた交流の中で、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、 連帯感を生むなど、教育的意義が非常に大きいものとなっています。

(3) 地域社会の活性化

スポーツは、スポーツを「する」楽しさ、スポーツを「みる」楽しさ、そして ボランティアとして「ささえる」楽しさを享受することにより、地域社会の活力 の増加につながります。

また、スポーツイベントや食文化と連携したスポーツツーリズムによる魅力を 発信することで、国内外からの誘客拡大につながり、地域経済の活性化にも寄与 することが期待されます。

このように、スポーツは多様な意義を有していることから、すべての市民が、性別や年齢、障がいの有無に関わらずスポーツを楽しむことにより、心身ともに健康で、活力あふれる暮らしができるよう、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが重要であると考えています。

第2章 施策の基本的な方向と施策体系

1 施策の基本的な方向

本市の最上位計画である陸前高田市まちづくり総合計画において、部門別計画の基本事業の方向を定めていることから、本計画においても同様の内容とします。

○基本目標 ともに支え、健康に暮らすまちづくり

基本施策1 共生のまちづくりを推進する

・施策の基本的な方向 … すべての人がスポーツに親しむ環境の整備

すべての利用者に対応したスポーツ施設を整備し、障がい者スポーツなどすべてのスポーツを支える人(サポーター)の養成支援体制の充実を図ります。

基本施策2 市民の健康づくりを推進する

- ・施策の基本的な方向 … 多種多様なスポーツ団体の養成、競技力の向上等 多種多様なスポーツ団体や指導者を養成・確保することにより、競技力の向上に向けた体制の確立を図ります。
- ・施策の基本的な方向 … 市民がスポーツを行う機会の創出

スポーツやレクリエーション、ニュースポーツ、障がい者スポーツなど、市 民がスポーツに親しむ環境を醸成するとともに、スポーツを行う機会の創出を 図ります。



【高田松原運動公園 第一サッカー場】

2 スポーツ推進の施策体系

施策の基本的な方向を踏まえた主な施策を定めます。

施策の基本的な方向	主な施策
(1) すべての人がスポーツに	ア スポーツ施設の適正管理
親しむ環境の整備	イ 高齢者、障がい者及び女性がスポーツを楽し
	む環境の整備
	ウ 地域スポーツを支える人材(スポーツボラン
	ティアなど) の養成
	エ 児童・生徒がスポーツを楽しむ環境の構築
(2) 多種多様なスポーツ団体	ア スポーツ団体の組織・連携強化への支援
の養成、競技力の向上等	イ 障がい者スポーツやニュースポーツの普及・
	奨励
	ウ 指導者の指導力向上
(3) 市民がスポーツを行う機	ア 市民参加スポーツイベントの充実
会の創出	イ 市民の健康増進事業の充実



【高田松原運動公園 第一野球場】

第3章 スポーツ推進の施策展開

基本施策1 共生のまちづくりを推進する

◆現状と課題◆

本市においては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、市民がスポーツを親しむ場であった市民体育館、高田松原野球場、B&G海洋センターなどの多くのスポーツ施設が被災したことから、市民がスポーツを親しむ環境を取り戻すため、施設の復旧事業を進めてきました。

平成30年4月には、被災した市民体育館とB&G海洋センターを併設した陸前高田市総合交流センター(通称:夢アリーナたかた)が開設し、令和2年8月には、野球場2面とサッカー場2面を有する高田松原運動公園が完成し、市民がスポーツに親しむ環境が整いました。

これらの施設を多くの人に活用してもらうため、利用者の様々なニーズを把握した 適正な施設管理を行っていく必要があります。特にも、本市は「ノーマライゼーショ ンという言葉のいらないまちづくり」をテーマに世界に誇れる共生社会を目指してい ることから、高齢者、障がい者及び女性といった方々に対しても、スポーツに取り組 みやすい環境づくりが必要です。

さらに、本市では令和元年8月に「陸前高田市SDGs未来都市計画」を策定し、2030年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール・ターゲットの経済分野において、「子どもから高齢者、障がい者やシングルマザー、外国人、LGBTなど誰もが生活を楽しみ、働き、スポーツする新しいまちをつくりだし、交流人口が拡大していくことで、新しい事業機会の創出につなげる」としており、スポーツの果たす役割は大きなものとなっています。

また、今後は厳しい財政運営が予想される中、スポーツ施設の維持管理費については、効率化を図りながら適正な執行に努めるとともに、利用者の増加に伴う使用料収入の増が重要となります。

◆成果指標◆ (陸前高田市まちづくり総合計画より)

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (R7)	目標設定の考え方						
共生のまちづくり				市民満足度調査において「満足し						
女生のよらうくり の推進に満足して	%	45. 6	60. 0	ている」又は「やや満足してい						
	70	45. 6	00.0	る」と答えた市民の割合が 5 年後						
いる人の割合 				(R5)に 60%になることを目指す。						

〇すべての人がスポーツに親しむ環境の整備

◆主な施策と取組内容◆

(1) スポーツ施設の適正管理

ア スポーツ施設の利用促進

市民の利用促進はもとより、多くの市外のスポーツ愛好家の利用促進を図るため、スポーツ少年団や社会人スポーツの大会誘致、学生部活動の合宿誘致、プロスポーツ団体とのタイアップによるスポーツベント開催等を促進します。

【取組内容】スポーツ合宿相談会参加による施設 PR、川崎フロンターレサッカー教室開催、楽天イーグルス野球教室開催

イ 民間団体等の力を取り入れた施設運営及び管理

スポーツ施設の利用効率を高め、より多くの市民がスポーツに親しむプログラムの展開など、民間のノウハウを活用し、スポーツ施設の利用者の満足度を高める施設管理を行います。

【取組内容】民間団体等との協同による施設運営と事業展開、市体育協会への 管理運営業務委託、包括的施設点検管理委託

- (2) 高齢者、障がい者及び女性がスポーツを楽しむ環境の整備
 - ア 高齢者のための環境の整備

各々の高齢者の健康状態に応じて身体を動かし、安全で気軽にスポーツに取り組めるよう指導する健康運動指導士、健康運動実践指導者の養成を図ります。

【取組内容】指導者資格促進に係る各団体への情報提供及び補助、高齢者向け 運動教室の開催

イ 障がい者のための環境の整備

スポーツ施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進し、障がい 者が身近な地域でスポーツを楽しむ環境づくりを行います。

また、障がい者スポーツの備品等の整備を図ります。

【取組内容】体育交流施設の適正管理、障がい者スポーツ備品整備

ウ 女性のための環境の整備

働く女性に配慮した施設利用時間の設定、子育て中の女性のためにキッズスペースや授乳室の確保や、子どもの一時預かり(見守り)を実施し、女性のライフスタイルに応じた環境づくりを行います。

【取組内容】親子・レディースヨガ教室の開催、女性限定水泳教室の開催、授 乳室等の環境整備

(3) 地域スポーツを支える人材(スポーツボランティアなど)の養成

ア 研修会の開催と資格取得等の促進

市民が安心してスポーツを行えるよう、安全面に配慮したAED講習会や健康づくり研修会の開催、また、関連団体等への各種資格取得に係る情報提供に努めます。

【取組内容】AED使用講習会、体力運動能力測定会の開催

イ スポーツボランティアの養成

各種スポーツ大会の運営にあたっては、ボランティアスタッフの協力が必要となることから、市体育協会、各競技別協会及び各スポーツ団体等と連携したスポーツボランティア制度を創設し、ボランティアの養成を図ります。

また、ボランティア協力団体に対する施設使用料減免等の措置を講じ、ボランティア登録者の増加を図ります。

【取組内容】スポーツボランティア制度の創設と管理運営、スポーツボランティア協力団体への施設使用料減免

(4) 児童・生徒がスポーツを親しみ、楽しむ環境の構築

ア 児童・生徒の体育交流施設の使用料減免

児童・生徒等が所属するスポーツ少年団や学校の体育活動による体育交流 施設の使用料を減免し、気軽にスポーツを体験する機会の拡充を図ります。

【取組内容】体育交流施設の使用料減免

イ プロアスリートやパラリンピアン等との交流事業及び体験教室の実施 プロスポーツ選手やオリンピアン・パラリンピアンに憧れを持つ児童・生 徒に夢を与えられる事業を推進します。

また、児童・生徒にスポーツの楽しさを知ってもらうよう関係団体と連携 し、スポーツ体験教室を実施します。

【取組内容】プロ野球の楽天野球団、 J リーグの川崎フロンターレ等の選手 との交流、オリンピアン・パラリンピアンとの交流、スポーツ 体験教室の実施

基本施策2 市民の健康づくりを推進する

◆現状と課題◆

市民の健康づくりを推進するためには、市民それぞれが健康への意識を持つことも 必要な要素ですが、スポーツによる健康づくりでは、スポーツ指導者が大きな役割を 担っています。本市においては、少子高齢化が年々進み、それに伴いスポーツ少年団 の構成員数の減少や、スポーツ団体の役員及び構成員の高齢化が顕著であります。

そして、スポーツ団体の指導者は、生業を持ちながらの指導になることが多いことから、スキルアップのための研修や講習へ参加する機会が確保できない状況にあります。

また、障がい者の健康づくりには、障がい者が楽しめるスポーツの普及が必要であることから、障がいの有無に関らず、障がい者スポーツの理解促進が必要となります。このことから、スポーツ団体の組織体制の構築・強化、指導者の養成及び障がい者スポーツやニュースポーツの普及・奨励が必要となっており、スポーツ推進のための事業実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うスポーツ推進委員の役割が重要となっています。

さらに、東日本大震災で被災したスポーツ施設は、高田松原運動公園の完成をもって、すべて復旧し、市内でスポーツを楽しめる環境が整ったことから、これらのスポーツ施設の利用者増加を目指した事業を展開する必要があります。

◆成果指標◆(陸前高田市まちづくり総合計画より)

战甲长梅百日	出任	田仆店	目標値	目標設定の考え方					
人 成果指標項目	単位	現状値	(R7)						
チャレンジデー参加	%	76 1	7E 0	震災後の過去 5 年間の平均(73.7%)					
率	70	76. 1	75. 0	以上の参加率の維持を目標とする。					
				平成 30 年度に夢アリーナたかたを					
スポーツ教室等参加	Į.	F.C.	600	供用開始し、スポーツ教室の開設を					
者数(延べ人数)	人	56	600	拡充したことから、平成 30 年度の					
				見込み(495人)の20%増を目指す。					
				県内沿岸市の体育館の平均利用者					
夢アリーナたかた年	Į.	0	160, 000	数と、震災前の B&G 海洋センター					
間利用者数	人	0		利用者数の合計人数を超える利用					
				者数を目標とする。					

○多種多様なスポーツ団体の養成、競技力の向上等

◆主な施策と取組内容◆

(1) スポーツ団体の組織・連携強化への支援

ア 市体育協会の組織力・運営力の強化

市内のスポーツ団体を統括する陸前高田市体育協会の組織力・運営力の強化のため、市体育協会が実施する他スポーツ団体の先進事例の導入や、他団体との協同による運営の効率化等に対し補助を行います。

また、東日本大震災による影響から、活動が縮小している各地区体育協会の 活動を、陸前高田市体育協会と連携し支援します。

【取組内容】市体育協会運営費補助

イ 市内スポーツ少年団への加入促進及び連携強化

児童がスポーツ活動を行う上でスポーツ少年団の役割は大きく、加入することで、スポーツを身近に感じ、体力の向上や仲間との交流を深められることから、スポーツ体験教室を開催し、スポーツ少年団への加入を促進します。

なお、スポーツ少年団の活動においては、保護者の負担軽減を図り、また、 成長期の過度なトレーニングとならないよう、活動時間を限定する等の措置を 講じます。 そして、市内スポーツ少年団が参加する交流大会の開催等により、指導者同士の連携を強化し、お互いに支え合う環境づくりを推進します。

【取組内容】スポーツ体験教室の開催、スポーツ少年団交流大会の開催

(2) 障がい者スポーツやニュースポーツの普及・奨励

ア パラ・アスリートとの交流

陸前高田市SDGs未来都市計画における自治体SDGsの推進に資する取組として、「国内外のパラ・アスリートなどとのスポーツ交流の促進」を定めていることから、令和3年の東京2020パラリンピック競技大会を契機としたパラ・アスリートとの交流事業を行います。

【取組内容】シンガポール共和国又は国内のパラ・アスリートを招いての市民 交流事業の実施

イ 障がい者スポーツやニュースポーツの体験

車いすバスケットボールなどの障がい者スポーツの体験イベント、子どもから高齢者まで幅広い層の参加が可能なニュースポーツ教室及びeスポーツ大会の開催・誘致に取り組み、障がいの有無にかかわらず、市民が障がい者スポーツやニュースポーツを体験できる機会を創出します。

特にも、スポーツの推進が目的であるスポーツ推進委員には、障がい者スポーツやニュースポーツを普及させるため資格取得を奨励します。

【取組内容】障がい者スポーツ体験イベント、eスポーツ大会の開催・誘致、

(3) 指導者の指導力向上

ア スポーツ少年団指導者の指導力向上

市体育協会と連携しながら、指導者を対象とした各種講習会や研修会等への 参加を奨励するとともに、全国トップレベルのキャリアを持つ指導者による講 習会等を開催し、市内指導者の指導力向上を図ります。

【取組内容】指導者資格取得の補助、指導者講習会の開催

イ 障がい者スポーツ指導者の養成

障がい者スポーツに関する講習会や研修会への参加の機会を広く提供し、障

がい者スポーツの指導者の養成、普及啓発に取り組みます。

【取組内容】指導者資格取得の補助、指導者講習会の開催

〇市民がスポーツを行う機会の創出

◆主な施策と取組内容◆

(1) 市民参加スポーツイベントの開催及び広報活動の充実

チャレンジデーやマラソン大会をはじめとした、多くの市民が参加できるイベントを開催し、また、市内で行われるスポーツイベントの広報活動を充実させ、市民のスポーツへの参加の機会を確保します。

【取組内容】チャレンジデー、マラソン大会の開催、スポーツイベントの広報

(2) 市民の健康増進事業の充実

市民の体力向上への機運醸成と自身の健康状態を知る機会となるよう、年代別の体力測定やトレーニング指導等を実施します。

また、会場までの交通手段を考慮し、各地区コミュニティセンター等の複数会場での実施や、市の保健福祉部門との連携により、参加者の増加を目指します。

【取組内容】体力運動能力測定会の開催、はまかだ健康ポイントとの連携



総合交流センター (夢アリーナたかた)